

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月19日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
給水管漏水修繕
- 2 履行(納品)場所
泉区上飯田町3220番地4 旧横浜市立いちょう小学校
- 3 契約日
令和7年5月2日
- 4 履行日又は履行期間
緊急指示を承諾してから令和7年5月16日まで
- 5 契約金額
389,400円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
三ツ矢設備工業株式会社 代表取締役 田中 信正
横浜市西区久保町4-12
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
旧いちょう小学校で樹木の根に押されて破損した給水管から漏水が発生しました。
廃校管理上の影響があるため、緊急に契約を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿から、速やかな対応が可能な業者を選定しました。
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課